

中国個人情報保護法適用後(2021年11月以降)における、日本の越境EC企業のなすべき実務対応

2021年9月29日

桃尾・松尾・難波法律事務所

パートナー弁護士・北京大学法学博士 松尾剛行¹

(Email: mmn@mmn-law.gr.jp)

中国律師

胡悦

(Email: hu.yue@mmn-law.gr.jp)

2021年8月20日に、第十三期全国人民代表大会常務委員会第30回会議の審議を経て、中国個人情報保護法が正式に可決成立し、同年11月1日に施行されることは、既に弊事務所のニュースレターで、中国個人情報保護法全訳を付した上で、説明した²とおりである。これまで、多くの日本企業は、アリババ系等のプラットフォームを通じて越境EC事業を行っている。越境EC事業では、消費者の取引電子データ、支払情報、物流情報等の関連個人情報に関わっており、越境EC事業の展開に欠かせない内容となっている一方、これらの消費者のデータや情報に関する取扱について、中国個人情報保護法の成立に伴って、同法を検討しなければならない。以下では、中国個人情報保護法を踏まえ、越境EC事業に従事している日本企業にとっての実務対応を提案したい。

1. 越境ECのプロセス

日本企業との関係でよく見られる越境ECのプロセスについては、以下の図³を参照されたい。すなわち、日本企業（黄色）が、アリババ系等の中国企業が提供する越境ECプラットフォームに加盟し

(①)、プラットフォームを見た消費者が注文をして(②)、支払企業（例えばアリペイ）に代金を支払い(③)、支払企業が越境ECプラットフォームに支払い情報を提供すると(④)、プラットフォームは、日本企業に発送を求め、日本企業は運送・通関業者に依頼し、発送・通関(④)、運送(⑤)がなされ、消費者に届く。

実際には、中国のプラットフォームに加盟せず、消費者が直接日本企業や日本のプラットフォームに注文をする等様々なバリエーションが存在するものの、1つの一般的プロセスとして理解されたい。

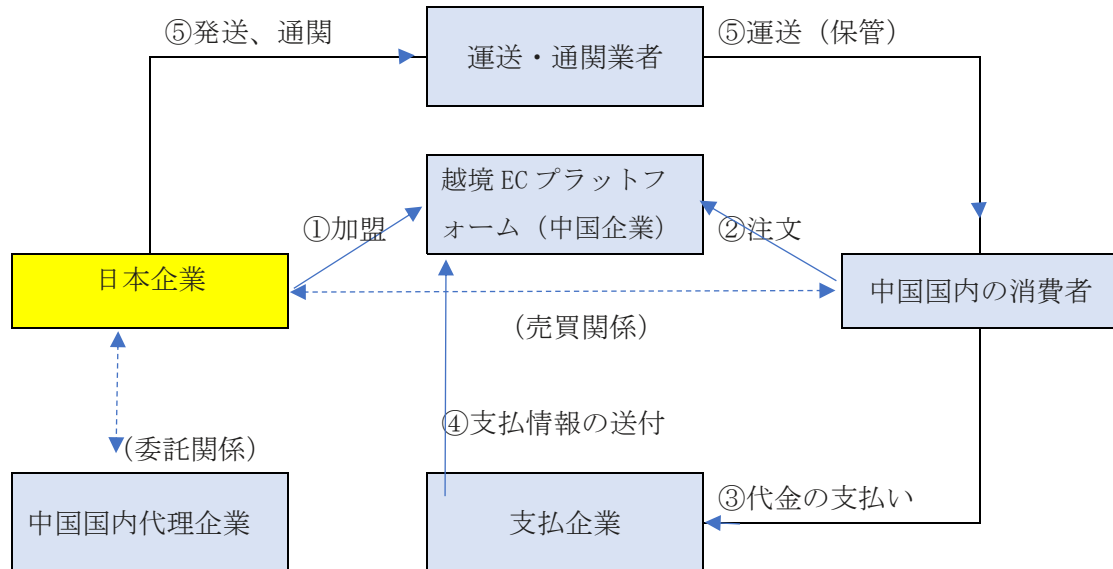
¹ 第一東京弁護士会。NY州弁護士。

² [https://www.mmn-](https://www.mmn-law.gr.jp/download_news_pdf.php?id=485&type=)

[law.gr.jp/download_news_pdf.php?id=485&type=](https://www.mmn-law.gr.jp/download_news_pdf.php?id=485&type=)

³ 劉一民＝袁雪婷＝楊婷婷「越境電子商取引プラットフォーム責任及び審判要点2021(上)」、

(<https://law.wkinfo.com.cn/professional-articles/detail/NjAwMDAxMzM5MDc%3D?searchId=1bdf6a40a09b4259bc13d75d09f191b7&index=1&q=%E8%B7%A8%E5%A2%83%E7%94%B5%E5%95%86%20%E7%8E%AF%E7%90%83&module=#2>)を参照。



2. 中国個人情報保護法が適用されること

中国個人情報保護法第3条第2項は、「中華人民共和国の域外において、中華人民共和国域内の自然人の個人情報を取扱う活動が、以下に列挙する状況の1つを具備していれば、本法をも適用する。

- (一) 域内の自然人に向けて商品又はサービスを提供することを目的としている。
- (二) 域内の自然人の行為を分析し、評価する。
- (三) 法律又は行政法規の規定するその他の状況。」と規定している。

越境 EC 企業である日本企業は、中国国内にある消費者に対して商品を提供することから、上記の中国個人情報保護法第3条第2項第1号に基づき、中国個人情報保護法が直接適用される。

3. 中国個人情報保護法以外の法令も直接適用される可能性が高いこと

ここで、中国個人情報保護法は、決して越境 EC 企業に対し域外適用される中国の最初の法令ではない、という点が重要である。

例えば、中国電子商取引法第2条第2項は、本法にいう電子商取引とはインターネット等の情報ネットワークを通じて商品を販売し、又はサービスを提供する事業活動を指すと規定している。そこで、越境 EC 企業である日本企業は、インターネット等を通じて中国国内にある消費者に対して商品を提供することから、上記の電子商取引法第2条に基づき、電子商取引法が直接適用される。

そして、電子商取引法の下位規範（越境電子商取引における小売輸出入商品の監督管理に関する事項についての公告（税関総署公告 2018 年第 194 号）等）も同様に直接適用されると解されているところ、そのような下位規範の1つである越境電子商取引における小売輸入監督管理に関する業務の整備についての通知（商財発 [2018] 486 号）第4条第1項第1号によれば、越境電子商取引企業は、中国国内で工

商登記手続きを行った企業に対して税関手続き等を委託しなければならない。このような委託先を中国国内代理企業と呼ぶが、中国国内代理企業が税関での登録登記を行い、真実正確に申告する責任を負い、法に基づき関連部門の監督管理を受け、かつ民事連帯責任を負うとされている。

すなわち、越境 EC 企業は、外国企業であることから、中国国内消費者や主管部門が、越境 EC 企業に対して責任を追及する上で不便である。よって、中国国内代理企業への委託を強制し、同社が責任を負うことを求めており、このような規制は、2021 年 11 月 1 日の中国個人情報保護法施行前から適用されているのである。

4. 中国個人情報保護法が直接適用されることの意味

中国個人情報保護法が直接適用されることの意味は、個人情報の取り扱いに関するルールを遵守しなければならないということである。

ところで、中国個人情報保護法の個人情報の取り扱いに関するルールの概要は以下の表のとおりである。

個人情報	分類	取扱ルール
1	一般的な個人情報（電子的又はその他の方法で記録された、既に識別され又は識別可能な自然人に関する各種情報をいうが、匿名化処理後の情報を含まない。）	合法性・正当性・必要性・信義誠実（5 条） 取扱目的の明確性と合理性・取扱目的との直接関連性・本人権利利益への影響が最小となる方法・最小範囲の個人情報の収集（6 条） 公開・透明性・ルールの明示（7 条） 情報の質の保証（正確性・完全性）（8 条） 責任・安全確保（9 条） 法令遵守・国家安全・公共利益保護（10 条）等の原則 自動決定（24 条）
2	センシティブ個人情報（一度漏洩し又は不法に使用されると、自然人の人格的尊厳が侵害されやすい又は人身、財産安全に危害を受けやすい個人情報である。）	上記のルールに加えて、 特定の目的及び充分な必要性の存在、厳格な保護措置を講じること（28 条） 本人の個別的同意の取得（29 条） 本人に対しセンシティブ個人情報を取扱う必要性及び本人の権利利益への影響の告知（30 条）
3	特別なセンシティブ個人情報（14 歳未満の個人情報）	上記のルールに加えて、 未成年の父母又はその他の監護者の同意の取得、 専門的な個人情報取扱ルールの制定（31 条）

このようなルールの中には、例えば、取扱目的（日本法では「利用目的」）の明確化等、日本の個人情報保護法においても既に見慣れた内容が見られる。

越境 EC 企業である日本企業は既に日本の個人情報法に基づきプライバシーポリシーを策定し、日本法を遵守して個人情報を取り扱っているだろう。よって、このような日本企業にとって関心が深いのは、中国個人情報保護法がどのような「上乘せ」ルールを設けているか、という点であろう。

細かな点を除外すると、重要なのは以下の 7 点であるように思われる。

①センシティブ情報の定義の広さと取り扱いルールの詳細さ

中国個人情報保護法第 28 条によれば、センシティブ個人情報は、一度漏洩し又は不法に使用されると、自然人の人格的尊厳が侵害されやすい又は人身、財産安全に危害を受けやすい個人情報であり、生体識別、宗教信仰、特定身分、医療健康、金融口座、行方所在等の情報、及び 14 歳に満たない未成年の個人情報を含む。興味深いことに中国個人情報保護法は、「例示列挙」を採用しており、「限定列挙」をしていない。つまり、中国個人情報保護法第 28 条に列挙されていないものも「一度漏洩し又は不法に使用されると、自然人の人格的尊厳が侵害されやすい又は人身、財産安全に危害を受けやすい個人情報」でさえあればセンシティブ情報として厳しい規制に服するのである。

そこで、中国個人情報保護法に例示された以外にどのようなものがセンシティブ個人情報となるかが問題となるところ、国家基準 GB/T35273-2020「情報安全技術 個人情報安全規範」によれば、センシティブ個人情報は、以下の内容が含むとされている。

個人財産情報	銀行口座、鑑別情報（暗号）、預金情報（資金額、支払・受取記録等を含む）、不動産情報、信用貸付記録、信用情報、取引・消費記録、取引明細書等、及び仮想通貨、仮想取引、ゲーム類交換コード等の仮想財産情報
個人健康生理情報	個人が病気の治療等により発生した関連記録、例えば病症、入院記録、医師の指示書、検査報告書、手術及び麻酔記録、看護記録、投薬記録、薬物・食物アレルギー情報、出産情報、過去の病歴、診療状況、家族病歴、現病歴、伝染病歴等
個人生物識別情報	個人の遺伝子、指紋、声紋、掌紋、耳介、虹彩、顔の識別特徴等
個人身分情報	身分証明書、将校証、パスポート、運転免許証、職員カード、社会保険カード、居住証明書等
その他情報	性的指向、結婚歴、宗教信仰、未公表の違法犯罪歴、通信記録と内容、アドレス帳、友達リスト、グループリスト、所在軌跡、ウェブページ閲覧記録、宿泊情報、正確な測位情報等

国家基準 GB/T35273-2020「情報安全技術 個人情報安全規範」は推奨基準であり、強制基準ではない。しかも、これは、中国個人情報保護法制定以前に制定されている。その意味で、中国個人情報保護法上のセンシティブ情報が上記表の内容と完全に一致するかは疑問が残るものの、少なくとも日本で

は、到底センシティブと考えられていないような広い範囲の情報がセンシティブ情報に含まれる可能性が高いことが中国の特徴である。

越境電子商取引については、特に、銀行口座情報、取引・消費記録等センシティブ情報が含まれるということが重要である。例えば、王氏が9月14日にタオバオの〇〇店舗において20人民元で「▲▲」という本を購入したという取引・消費記録自体は、センシティブ個人情報に該当すると考えられる。日本では、到底要配慮個人情報になり得るとは考えられていないこのような情報も中国では厳しい規制に服するのである。もし日本企業がこれらの情報を直接又は越境ECプラットフォームを経由して入手するのであれば、そもそも特定の目的及び十分な必要性の存在が前提となり、加えて本人の個別同意の取得（利用規約への概括的同意では足りない）、本人に対しセンシティブ個人情報を取扱う必要性及び本人の権利利益への影響の告知、そして厳格な保護措置（安全管理措置）を講じることが必要である。

上記のように、越境ECプラットフォーム等がまずはこれらの情報を収集・管理していると思われる。そこで、日本企業は、これらの情報を越境ECプラットフォーム等から取得しない、という選択（具体的な方法は以下の④を参照）をすることで、センシティブ個人情報取扱いに関する義務を回避することができる可能性がある。

②自動決定についてのルール

中国個人情報保護法第24条は「個人情報取扱者が個人情報を利用して自動的決定を行う場合には、決定の透明度及び結果の公平性・公正性を保障しなければならない。本人に対し、取引価格等の取引条件において不合理な差別的待遇を実施してはならない。

自動的決定の方法によって本人に対し、情報配信、商業的マーケティング活動を実施する場合には、同時に当該本人の特徴に基づかない選択項目を提供し又は本人に対し便宜・迅速な拒絶方法を提供しなければならない。

自動的決定の方法で、本人の権利利益に対し重大な影響を及ぼす場合、本人は、個人情報取扱者に対し説明を求める権利を有し、かつ、個人情報取扱者が自動的決定の方法のみをもとに決定を行うことを拒絶する権利を有する。」と規定する。

中国ではビッグデータ常連客殺し（大数据殺熟）といわれる事象が社会問題となっている。つまり、ビッグデータを利用し、新規顧客には自動的に割引価格を提供するが、既に常連になっていて、値段が多少高くても買う客には自動的に高い値段を押し付けるというやり方が不当なものだとして批判を受けているのだ。中国個人情報保護法第24条第1項第2文の「本人に対し、取引価格等の取引条件において不合理な差別的待遇を実施してはならない」というのは、まさにこのようなビッグデータ常連客殺しの禁止である。

また、プロファイリングやターゲット広告等で自動的決定の方法によって本人に対し、情報配信、商業的マーケティング活動を実施する場合、例えば、ターゲティングに基づく商品の宣伝を提供したら、同時にターゲティングに基づかない（単なる売れ筋）商品の宣伝も提供するような対応をするか、又は、ターゲティングから簡単にオプトアウトできるような「便宜・迅速な拒絶方法」を提供しなければならない。

そもそも、日本企業が積極的に中国においてビッグデータによる差別価格を利用したり、プロファイリングやターゲット広告を仕掛けているか、というと、むしろ提携先の越境 EC プラットフォームが行っているということが多いように思われる。しかし、日本企業が越境 EC プラットフォームに商品の宣伝を依頼して、日本企業と越境 EC プラットフォームが共同で取り扱っていると理解され、日本企業も、同様に中国個人情報法に基づく責任を負う。中国個人情報保護法第 20 条第 1 項は「二社以上の個人情報取扱者が共同で個人情報の取扱目的及び取扱方法を決定する場合、各自の権利及び義務を約定しなければならない。ただし、当該約定は、本人がいずれかの個人情報取扱者に対し、本法の規定する権利を行使することを要求することを妨げない。」とし、第 2 項は「個人情報取扱者が共同で個人情報を取扱い、個人情報に関する権利利益を侵害し、損害を発生させた場合、法に基づき連帯責任を負わなければならない。」と定めている。越境 EC プラットフォームと日本企業による取り扱いがどの範囲で共同取り扱いとなるかは不明確ではあるものの、日本企業としては越境 EC プラットフォームと適切な契約を締結することで、越境 EC プラットフォームが個人情報保護法に違反しないことを確保しておく必要があるだろう。

③ 個人情報を利用することについての根拠

日本では、個人情報の利用をまずは一律に禁止し、特定の要件を満たして初めて解禁する、という法制度は採用されていない。

これに対し GDPR 第 6 条は個人データ処理の適法化根拠について定めており、日本企業でも GDPR 対応をしている担当者は、(a) 本人（データ主体）の同意、(b) 契約の締結・履行のための必要性、(c) 法的義務、(d) 生命に関する利益保護、(e) 公共の利益ないしは公的権限の行使、(f) 適法な利益のいずれを根拠とするかについて、検討したことはあるのではないか。

中国個人情報保護法第 13 条は、「以下に列挙する状況の 1 つに該当してはじめて、個人情報取扱者は個人情報を取り扱うことができる」としている。

- (一) 本人の同意を取得している場合。
- (二) 本人が当事者の一方となる契約の締結若しくは履行に必要な場合又は適法に制定された労働規章制度及び適法に締結された集团的契約に基づき人事管理を実施する上で必要な場合。
- (三) 法定の職責又は法定の義務の履行に必要な場合。
- (四) 突発的な公衆衛生上の事件に対応し、又は緊急状況下において自然人の生命、健康及び財産の安全の保護のために必要な場合。
- (五) 公共の利益のためメディア報道、世論監督等の行為を実施し、合理的範囲内で個人情報を取り扱う場合。
- (六) 本法の規定に基づき合理的な範囲で本人が自ら公開し又はその他適法に既に公開済みの個人情報を取り扱う場合。
- (七) 法律、行政法規の規定するその他の状況。

越境 EC で主に関係するのは、「本人の同意を取得している場合」(1号)と「本人が当事者の一方となる契約の締結若しくは履行に必要な場合」(2号)である。

つまり、当該取り扱いが本当に越境 EC に関する売買契約の「締結若しくは履行に必要」なのであれば、そのために（本人同意がなくても）利用が可能である。ただし、日本企業や越境 EC プラットフォームの行う様々な個人情報取り扱いの全てが「締結若しくは履行に必要」とまで言い切れない可能性が高く、また、本人からの提供を受けるのであれば、どのような利用をするかについて本人に説明して同意を取得した上で、その範囲で利用することが最も簡便である。そこで、実務上は本人の同意を取得して取り扱うことが安全だろう。この点は同意を限定しようとする GDPR とは少し異なっているが、GDPR でいう「適法な利益」が中国個人情報保護法では利用できないので、やむを得ないだろう。

④個人情報の越境提供

中国個人情報保護法第 38 条は、「個人情報取扱者が業務等の必要により、確かに中華人民共和国の域外に個人情報を提供する必要がある場合には、以下の 1 つの条件を具備しなければならない。

- (一) 本法第四十条の規定に基づく国家インターネット情報部門による安全評価に合格した場合。
- (二) 国家インターネット情報部門の規定に基づく専門機構による個人情報保護の認証を得ている場合。
- (三) 国家インターネット情報部門が制定する標準的契約を域外の移転先と締結し、双方の権利及び義務を約定する場合。
- (四) 法律、行政法規又は国家インターネット情報部門の規定するその他の条件。」と規定している。

これは、日本の個人情報保護法 24 条の規定する外国第三者提供に類似する規律である。

ここで、越境 EC に関する個人情報の提供としては、

A: 本人が直接日本企業に個人情報を提供

B: 越境 EC プラットフォームが日本企業に個人情報を提供

の 2 つのパターンがある。

A の場合は、（日本企業には中国個人情報保護法が適用されるものの）、単なる取得であって、取得の際の取り扱い目的明確化、最小限の取得等の中国個人情報保護法の規律を遵守する限り、それで足りる。

ところが、B は（日本企業には中国個人情報保護法が適用されるという点に変わりはないものの、）越境 EC プラットフォームに上記の個人情報の越境提供規制がかかってくる。

具体的な個人情報の越境提供規制としては、本人に必要事項⁴を告知した上での個別的同意を得ること（中国個人情報保護法第 39 条）に加え、以下の 4 つのいずれかが必要である（同法第 38 条第 1 項）。

- (一) 本法第四十条の規定に基づく国家インターネット情報部門による安全評価に合格した場合。
- (二) 国家インターネット情報部門の規定に基づく専門機構による個人情報保護の認証を得ている場合。
- (三) 国家インターネット情報部門が制定する標準的契約を域外の移転先と締結し、双方の権利及び義務を約定する場合。
- (四) 法律、行政法規又は国家インターネット情報部門の規定するその他の条件。

特に第 3 号で GDPR の SCC (標準的契約条項)⁵類似の内容が含まれていることが注目される。既に本年 7

⁴ 域外の移転先の名称又は姓名、連絡方法、取扱目的、取扱方法、個人情報の種類及び本人が域外移転先に対し本法の規定する権利を行使する方法及び手続等の事項。

⁵ GDPR 第 46 条参照。なお、周知の通り、GDPR 対応の新 SCC が既に公表済みである (<https://eur-lex.europa.eu/legal->

月には策定作業が開始されたと報道されており⁶、近日中に公表されることが想定される。今後は、SCC方式が一般化するのではないかとされており、そうであれば、越境 EC プラットフォームと日本企業が SCC を締結することになる。もともと、流動的なところもあり、まだ状況を注視する必要がある。

加えて、越境 EC プラットフォームは、事前に個人情報保護影響評価を行い、かつ取扱状況を記録しなければならない（中国個人情報保護法第 55 条）。この範囲は現時点では不明確で、今後、実施細則等により明らかになると期待される。

そもそも、越境 EC プラットフォームが日本企業に中国の個人情報を渡したいかという問題と、日本企業が中国の個人情報をもらいたいのか、という問題があるだろう。例えば、日本企業は、具体的にその商品が届けられる先の消費者の氏名等の情報の提供を受けないまま、越境 EC プラットフォーム指定の保税倉庫宛てに商品を発送し、越境 EC プラットフォームは中国の消費者から注文を受け付けたら当該保税倉庫から商品を発送し、日本企業に代金を払う。もし、このような方法で日本企業が満足するのであれば、越境移転に関する面倒な手続きが不要という意味で、魅力的な方法のように思われる⁷。（なお、この場合、越境 EC プラットフォームが税関に対して全ての申告義務（発注・取引情報等）を負う必要がある。）

なお、日本企業が直接に個人情報を取得せず、全てその中国代理企業が個人情報を取得させることも考えられる。これによって、個人情報の越境提供を避けることもできる。なお、越境 EC においては上述のとおり、中国代理企業が税関への取引情報の申告をする義務を負っている⁸。

⑤個人情報データの中国国内の保存

中国個人情報保護法第 40 条は、「重要情報インフラ運営者及び取扱う個人情報が国家インターネット情報部門の規定する数量に達した個人情報取扱者は、中華人民共和国域内で収集し又は発生した個人情報を域内で保存しなければならない。確かに域外に提供する必要がある場合には、国家インターネット情報部門による安全評価に合格しなければならない。法律、行政法規及び国家インターネット情報部門が安全評価を行わなくて良いと規定する場合には、その規定に従う。」と規定している。

content/EN/TXT/?uri=uriserv%3A0J.L_.2021.199.01.0031.01.ENG&toc=0J%3AL%3A2021%3A199%3ATOC)。

⁶ Datalaws「国家インターネット情報弁公室はデータ越境伝送標準契約の制定を開始、個人情報保護法（案）の第 3 回審議が 8 月にも」、(<https://posts.careerengine.us/p/60dd31cfc4ea202dae574f8a>) 参照。

⁷ なお、ここでいう倉庫は、越境 EC による輸入とするためには税関が指定する保税倉庫である必要がある。そうでないと一般貨物の輸入として、関税や税関の監督管理方法が全く違うものになる（越境 EC による輸入の場合、発注情報（消費者の情報、注文番号等）、物流の情報、支払情報は、すべて税関のシステムにアップロードしている。適用される税率等も異なる。消費者の毎年度の購入額についても制限がある。）。保税倉庫に届く場合、当該貨物は、物理的に中国国内には存在するものの、税関管理上は、中国国外と見なされ、保税倉庫から消費者宛に発送されてはじめて、税関上の輸入になる。

⁸ 例えば、税関総署公告 2018 年第 194 号第 3 条第 9 項は、越境電子商取引小売輸入業務を行う越境電子商取引プラットフォーム企業、越境電子商取引企業の国内代理人は、取引及び消費者（注文者）身分情報の真実性について審査を行わなければならないと、かつ相応の責任を負うものとするとし、同法第 3 条第 6 項は、越境電子商取引小売輸入商品を申告する前に、越境電子商取引プラットフォーム企業又は越境電子商取引企業の国内代理人、支払企業、物流企業は、それぞれ、国際貿易の「統一窓口」又は越境電子商取引通関サービスプラットフォームを通じて税関へ取引、支払い、物流等の電子情報を伝送しなければならないと、かつデータの真実性について相応の責任を負うものとしている。

上記④はあくまでも越境提供全てに適用される、一般的な越境提供の規制であるところ、「重要情報インフラ運営者及び取扱う個人情報」が国家インターネット情報部門の規定する数量⁹に達した個人情報取扱者」という、中国として外国への情報移転を警戒すべき事業者に対してはより重い義務、すなわち、国内保存義務が課せられている。原則として国内での保存しかできず、もし例外的に「確かに域外に提供する必要がある場合」として越境提供する場合には国家の安全評価を受けるという重い規制である。

現時点では越境 EC 業界における重要情報インフラ運営者の範囲は指定されていないが、日本企業が取引する越境 EC プラットフォームが、「重要情報インフラ運営者及び取扱う個人情報」が国家インターネット情報部門の規定する数量に達した個人情報取扱者」に該当すると、越境 EC プラットフォームとしてはなかなか日本企業に個人情報を提供できなくなる。この場合は、上記の日本企業は、具体的にその商品がどの消費者に行くことが分からないまま、越境 EC プラットフォーム指定の保税倉庫宛てに商品を発送し、越境 EC プラットフォームは中国の消費者から注文を受け付けたら当該倉庫から商品を発送し、日本企業に代金を払うといった、日本企業が中国の消費者の情報を入手しない形の対応が現実的になるだろう。

⑥個人情報取扱機関の指定

GDPR においては、域外適用がされた場合、適用される外国企業が EU 域内に representative (代理人) を選任することを義務付けている。

中国個人情報保護法第 53 条はこれと同様の規定であり、中国において、専門機構 (個人情報取扱機関) を指定しなければならない (「本法第 3 条第 2 項の規定する中華人民共和国域外の個人情報取扱者は、中華人民共和国域内で専門機構を設立し又は代表者を指定し、これをもって個人情報保護に関連する事務の取扱について責任を負わせなければならない、かつ、当該機構の名称又は代表者の姓名、連絡方法等を個人情報保護職責履行部門に報告しなければならない) と規定している。

したがって、日本企業が中国個人情報法が直接適用される場合、個人情報保護に関連する事務の取扱について、中国国内で専門機構を設立し又は代表者を指定し、当該機構の名称又は代表者の姓名、連絡方法等を個人情報保護職責履行部門に報告しなければならない。

ただし、上記のとおり、既存の法令上、越境 EC 企業は、中国国内代理企業を指定することが必要であった。そこで、2021 年 11 月 1 日以降は、この企業を個人情報取扱機関として指定することが考えられる。

⑦国家安全・公共利益保護

A 個人情報の「適正」な取り扱いと「国家安全又は公共の利益」に合致する取り扱い

日本個人情報保護法第 16 条の 2 は「個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。」として不適正利用を禁止する。

⁹ 個人情報及び重要データ国外持出安全評価弁法 (意見募集案) では、50 万人以上の個人情報を国外へ持ち出す場合、安全評価を行わなければならないとされたが、現時点では、国家インターネット情報部門の規定する数量について、まだ正式に公布されていない。

これに対し、中国個人情報保護法においては、第 10 条で国家安全又は公共の利益を害する個人情報の取扱活動を行なってはならないと規定する。

中国個人情報保護法第 10 条でいう「国家安全又は公共の利益を害する個人情報の取扱活動」とは何かというのは不明確であり、日本企業の一般的な個人情報の取扱が「国家安全又は公共の利益を害する」として禁止されるのではないか、という点が心配である。

もちろん、日本個人情報保護法第 16 条の 2 のいう不適正というのも広範で抽象的であるが、「国家安全又は公共の利益」の方が、より国家ないし公益を重視した表現であり、中国らしいといえるだろう。

B 国家安全・公共利益保護のための例外

日本個人情報保護法第 16 条第 3 項第 3 号で「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」、第 4 号で「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」には、本人の同意なく目的外利用ができる（第 17 条第 2 項第 3 号、第 4 号の要配慮個人情報取得、第 18 条第 4 項第 3 号の利用目的等の通知、第 23 条第 1 項第 3 号、第 4 号の第三者提供等でも同様の規定が入っている）。

中国個人情報保護法第 13 条第 1 項では、以下の場合に本人の同意なく個人情報を利用することができるとしている。

「(三)法定の職責又は法定の義務の履行に必要な場合。

(四)突発的な公衆衛生上の事件に対応し、又は緊急状況下において自然人の生命、健康及び財産の安全の保護のために必要な場合。」

これらの規定は、一定程度類似しているが、法定の職責又は法定の義務の履行に必要であれば、本人の同意を得ることの困難性等を問わない点は、中国の方が国家安全・公共利益を重視していると言えるかもしれない。

上記の 3 号のみを適用して個人情報を取り扱う場合、明確な法的根拠が必要である。例えば、「中華人民共和国マネーロンダリング禁止法」第三章では、金融機関のマネーロンダリング禁止義務を規定されている。また、同法第三章第 16 条第 2 項では、「金融機関は、顧客と業務関係を構築し、又は顧客に所定金額以上の現金送金、現金両替、手形両替等の一回限りの金融サービスを提供する場合には、真実かつ有効な身分証明書類又はその他の身分証明書類の提示を顧客に要求し、照合し、登記しなければならない」と規定している。これらの規定に基づき、その場合では、金融機関がユーザーに身分証明書情報の提供を要求することは、法定の職責又は法定の義務を履行するために必要である場合と解される¹⁰。

¹⁰ 劉新宇・宋海新・呉豪麗『個人情報保護法（案）』全文逐条解説（1）、<http://www.zhonglun.com/Content/2020/10-23/1502201640.html>）を参照。

また、上記の4号の立法の背景には、新型コロナウイルスの流行と一定の関連性がある。新型コロナウイルスの感染対策において、ビッグデータの応用は感染対策に力強いサポートを提供しており、特に疫学調査を行い、濃厚接触者を探す際には大量の個人情報を収集・使用・分析する必要がある¹¹。

5. おわりに

中国個人情報保護法は、越境EC企業である日本企業に対して新しいコンプライアンス要求を提出した。そこで、中国個人情報保護法及びその実施条例等下位規範を検討し、中国から取得した個人情報に関して、コンプライアンスをさらに強化する必要があると考えられる。以上

¹¹ 劉新宇・宋海新・呉豪麗・前掲注(8)。